

## バーゼル条約E-wasteガイドライン案を踏まえた中古品判断基準(案)の修正方針(案)

### 1. バーゼル条約E-wasteガイドライン案の概要

- バーゼル条約第9回締約国会議(COP9)(平成20年)の「電気電子機器(E-waste)の環境上適正な管理に関する宣言(決議IX/6)」において、E-wasteの環境上適正な管理の能力向上のための方策として、E-wasteガイドラインを作成することを決定。COP10(平成23年)以降、作業が進められてきた。
- 平成25年5月に開催されたCOP11では、条約事務局よりE-wasteガイドライン案が示され、締約国等により議論された。特に、廃棄物と非廃棄物の区別に関するガイダンスの詳細が議論されたが、「使用済み電気電子機器を非廃棄物扱いとする場合の条件」に関し各国から異なる見解が示され、合意が得られず、採択には至らなかった。
  - 使用済み電気電子機器を非廃棄物扱いとする場合の条件
    - アフリカや中南米諸国は、輸出前の正常作動検査が行われない場合は、一切の例外を認めず廃棄物として扱うべきと主張。
    - 複数の国が、保証期間中の製造者による修理・修繕、故障原因分析、再使用のためのリースアップ品等の合理的な理由があるものは輸出前検査の適用除外とすべきと主張。
    - 我が国は、リユース目的の機器の越境移動に関し、輸出前検査の適用除外とするのではなく、ガイドラインの適用を原則として受けるものの、適切なトレーサビリティ等の確保を条件として、輸出国で行うとされている機能性検査の一部を輸入国で代替することの柔軟性を求めたが、各国の理解を得るには至らなかった。
- 今後、COP12を目途として、引き続きE-wasteガイドライン策定に向けた作業が進められる。意見がまとまらなかった使用済み電気電子製品を非廃棄物とする場合の条件については、本年9月に各国からの実例等の情報の提出が予定されている。これらを考慮した上で、ガイドライン案の修正が進められることとなっている。

## 2. E-waste ガイドライン案の構成

E-waste ガイドライン案 (CHW.11/7/Add.1 (2012 年 12 月版)) (参考資料 5) は、以下のように構成されている。中古品判断基準との整合性に関しては、特に、「III 廃棄物及び非廃棄物の識別に関するガイダンス」との整合性に留意する必要がある。

表 E-waste ガイドライン案の構成と記載内容

大項目	小項目	項目番号	記載内容
I 導入	A. 範囲	1～6	ガイドラインの適用範囲
	B. E-waste について	7～9	E-waste や使用済み機器の越境移動に起因する国際的な問題
II バーゼル条約の関連規定	A. バーゼル条約の一般規定	11～15	関連するバーゼル条約の条文の紹介
	B. 越境移動に関する規制手続き	16～19	同上
	C. 廃棄物及び有害廃棄物の定義	20～22	同上
III 廃棄物及び非廃棄物の識別に関するガイダンス	A. 一般的考慮事項	23～24	該否判断に係る一般的考慮事項 (梱包状態等)
	B. 使用済み機器が廃棄物とみなされる、又はみなされない状況	25～26	廃棄物と判断される状況 (第 25 項) と判断されない状況 (第 26 項) を記載 ※第 26 項(b)については各締約国・機関から提案された代替案が併記されている状態。
	C. 直接再利用予定の使用済み機器の評価と検査	27～30	機能性の評価及び検査、記録の方法に関する説明
IV E-waste の越境移動に関するガイダンス	A. 一般的考慮事項	31～34	バーゼル条約に基づく越境移動の手続きが必要となる条件
	B. 有害廃棄物と非有害廃棄物の区別	35～37	E-waste が有害廃棄物とみなされる条件
V E-waste 及び使用済み機器の越境移動に対する規制に関するガイダンス	-	38～41	越境移動の規制手法及び執行に関するガイダンス
別添	I. 用語集	-	頻出用語の説明
	II. 使用済み機器の越境移動において付随すべき情報	-	第 26 項(b)に該当する非廃棄物の越境移動時における申告書の推奨様式
	III. 使用済み機器の評価及び検査の記録様式	-	機能性の評価・検査の実施を確認するための記録の推奨様式
	IV. 参考資料	-	正常作動検査、有害成分を含む機器、衛生・安全面等に関する参考情報
	V. 参考文献	-	ガイドラインで引用されている文献リスト

### 3. E-waste ガイドライン案を踏まえた中古品判断基準（案）の修正方針（案）

- 今回の COP11 での議論に照らせば、昨年度パブリックコメントを実施した中古品判断基準（案）の要素及び基準のレベルは、基本的には、国際的な要求に耐えうるものであると考えられる。
- しかしながら、E-waste ガイドライン案（今後も議論が継続される「使用済み電気電子機器を非廃棄物扱いとする場合の条件」を除く）に照らして、いくつかの点において相違が見られる（別添網掛け部分参照）ため、次表のとおり、中古品判断基準（案）を一部修正することとする。これは、今後 E-waste ガイドラインが採択された後に、我が国の中古品判断基準のレベルがそれよりも低いものとならないよう、当該ガイドラインとの整合を図るものである。

表 E-waste ガイドライン案を踏まえた中古品判断基準（案）の修正方針

項目	内容	E-waste ガイドライン案との相違点	中古品判断基準（案）の修正方針
①年式・外観 ②正常作動性	貨物に係る記録の確認	<i>[E-waste ガイドライン案] (第30項)</i> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 検査に係る記録は、機器を荷解きしなくても確認できるよう、機器自体（梱包されていない場合）か、梱包の表面に一時的ではあるがしっかりと固定されるべき。</li> </ul> <i>[中古品判断基準（案）]</i> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 明記していない。</li> </ul>	中古品判断基準（案）においては、貨物を開披しなくても、検査に関する記録を確認できるようにしておくこととする。
②正常作動性	作動性の証明の責任者	<i>[E-waste ガイドライン案] (第29項)</i> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 正常作動性の証明に責任を負う会社の名称等を記録し、署名済み申告書とともに、機器自体に伴わせるものとする。</li> </ul> <i>[中古品判断基準（案）]</i> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 明示していない。</li> </ul>	中古品判断基準（案）においても、検査結果等は、その内容に責任を負う事業者名及び連絡先と併せて準備されるものとし、求めに応じて提出可能な状態にしておくこととする。 ただし、輸出件数が多いことを踏まえ、署名入りの申告書までは求めない。
④中古取引	リユースする者の情報	<i>[E-waste ガイドライン案] (第24項(a))</i> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 機器の所有者は、関係国当局の要請に応じて、リユースする者、又はこれが不明な場合は小売業者又は卸売業者についての情報を示す署名済みの書類を提供又は準備する必要がある。</li> </ul> <i>[中古品判断基準（案）]</i> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 契約書等を用いて、中古品取引の事実関係を証明することとしており、小売業者又は卸売業者との契約関係は明らかにすることとしているが、リユースする者を明らかにすることとはしていない。</li> </ul>	実際には、リユースする者を特定する事は困難であると考えられることから、中古品判断基準（案）は原案のとおりとする。
④中古取引	見積価格に関する評価	<i>[E-waste ガイドライン案] (第25項(j))</i> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 機器に対して支払われた価格が再利用を意図した完全に機能する機器の見積価格に比べ著しく低い場合は、当該機器は廃棄物と見なされる。</li> </ul> <i>[中古品判断基準（案）]</i> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 取引価格に関しては、明記していない。</li> </ul>	中古品判断基準においても、中古品取引の事実関係を示す契約書には、取引価格に関する情報を含むものとする。

<p>4. 事前相談における留意事項</p>	<p>関係国の規制等の遵守</p>	<p><i>[E-waste ガイドライン案] (第24項(c))</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 運搬に関与する国家（輸出国、輸入国及び通過国）の当局の求めに応じて、その国内法において廃棄物と定義される機器が含まれない旨の申告を提供又は準備する必要がある。</li> </ul> <p><i>[中古品判断基準 (案)]</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 輸入者と連携の上、輸出先国等の規制について確認することとしている。</li> </ul>	<p>中古品判断基準においても、規制を確認すべき関係国として、該当する場合は「通過国」を明示する。</p> <p>また、輸出者は、求められた場合は輸出先国等当局に輸出先国等の規制を遵守していることを示す必要があることを明記する。</p>
------------------------	-------------------	---	--

## 中古品判断基準案（パブリックコメント募集版）と E-waste ガイドライン案の比較表

中古品判断基準（案）（平成 24 年 6 月 11 日 パブリックコメント募集版）			E-waste ガイドライン案 （CHW.11/7/Add.1（平成 24 年 12 月版））
基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法の例	関連規定（仮訳）
① 破損や傷、汚れがないこと（大幅な修理が必要な場合は中古再使用とは見なされない）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 製品の筐体に大きな打痕がないこと及び著しい汚れがないことの確認。</li> <li>- 電源プラグの溶痕（キズ）・変形のないこと、電源コードの劣化・キズ（半断線、亀裂）がないことの確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 個別製品ごとに、製造年・型式・メーカーを確認しつつ、破損等のないことを記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> <li>- また、求めに応じ目視可能な状態にしておく。</li> </ul> <p>※ 製造年等が不明な場合は、個別製品に番号を記したシールを貼り、求めに応じて説明可能な状態にしておく。</p>	<p>第 25 項（使用済み機器が廃棄物とみなされる状況） (c) 関連基準に定義されているような、機能性や安全性を損う物理的な損傷が当該機器で示されている場合 (e) 損耗や損傷を受けた外観により、当該機器の市場性が低下している場合</p> <p>第 29 項（直接再利用される使用済み機器の評価と検査／第 2 段階：記録） 評価及び検査の結果は記録されるべきである。その記録とは以下の情報を含むものとすべきである。 (a) 物品の名称 (b) 製造者の名称（入手可能な場合） (c) 必要に応じて物品の識別番号（型ナンバー） (d) 製造年（入手可能な場合）</p> <p>第 30 項（直接再利用される使用済み機器の評価と検査／第 2 段階：記録） 当該記録は物品の輸送に伴うべきであり、使用済み機器を荷解きしなくても確認できるように機器自体（梱包されていない場合）か、梱包の表面に一時的ではあるがしっかりと固定されるべきである<sup>1</sup>。</p>

<sup>1</sup>輸出される使用済み機器の検査、完全なる機能性の判断、再利用の行き先、評価と検査の記録に係る申告書の推奨様式はガイドラインの別添 III に記載されている。

中古品判断基準（案）（平成 24 年 6 月 11 日 パブリックコメント募集版）			E-waste ガイドライン案 (CHW.11/7/Add.1 (平成 24 年 12 月版))
基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法の例	関連規定（仮訳）
<p>② 通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること</p> <p>※ 使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 通電等を行い、正常作動検査を実施し、その機能、効用を有することを確認。</li> <li>- 左述付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認。</li> <li>- 蓄電池が内蔵されている物については、その蓄電池の使用期間を確認し（又は、充電機能確認検査を実施し）、十分な蓄電を行えることの確認。 (この場合、蓄電池使用に係るメーカー推奨期間に留意するとともに、鉛蓄電池等が機能せず中古使用が不可能な状態であれば、バーゼル法の規制対象となる懸念があることに留意すること。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 上述とともに、個別製品ごとの作動確認の結果、個別製品の種類ごとに通電検査等の正常作動検査方法、検査実施状況を撮影した写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。</li> <li>- 税関での検査時等において、求めに応じて正常作動検査等を行えるようにしておく。</li> <li>- 左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸出国での調達可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> <li>- 内蔵された蓄電池については、その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> </ul>	<p>第 24 項（廃棄物・非廃棄物の判断に係る一般的考慮事項）</p> <p>…（略）当該機器は直接再利用を予定した国境を越える使用済み機器の運搬を意図している又は直接再利用を予定した国境を越える使用済み機器の運搬であり、E-waste ではないと使用済み機器の所有者が主張する場合、要請に応じて当局へのその主張を裏付けるため、以下を提供又は準備すべきである（運搬に先立ち、包括的あるいは個々の事例ベースで）。</p> <p>(b) 積送品内の全物品に関する記録の写しの書式による評価又は試験検査の証拠（機能性の証拠となる試験検査合格証明書）及び全記録情報を含んだプロトコル（セクション III C を参照）</p> <p>第 25 項（使用済み機器が廃棄物とみなされる状況）</p> <p>(a) 当該機器が完全ではない場合。すなわち、極めて重要な部品が紛失して当該機器が本質的な主要機能を実行できない場合</p> <p>(b) 機能性に著しい影響を与える欠陥が当該機器で示され、関連する機能性検査に通らない場合</p> <p>第 28 項（直接再利用される使用済み機器の評価と検査／第 1 段階：評価と検査）</p> <p>検査は機器の種類に応じて実施される。機能性が検査され、有害物質または有害成分の有無が評価されるべきである。機能性検査を伴わない目視検査では十分とはみなされない。ほとんどの機器の場合、本質的な主</p>

中古品判断基準（案）（平成 24 年 6 月 11 日 パブリックコメント募集版）			E-waste ガイドライン案 (CHW.11/7/Add.1（平成 24 年 12 月版）)
基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法の例	関連規定（仮訳）
			<p>要機能の機能性検査で十分である<sup>2</sup>。</p> <p>第 29 項（直接再利用される使用済み機器の評価と検査／第 2 段階：記録）          評価及び検査の結果は記録されるべきである。その記録とは以下の情報を含むものとすべきである。          (e) 機能性の証明に責任を負う会社の名称及び住所          (f) 機能性検査の実施日を含む、第 1 段階で説明された検査結果（欠陥部品及び欠陥の列挙、あるいは完全な機能性の指摘など）          (g) 実施された検査の種類          (h) 署名済みの申告書</p> <p>第 30 項（直接再利用される使用済み機器の評価と検査／第 2 段階：記録）          ※①の項を参照。</p>

<sup>2</sup> ガイドラインのセクション IV. B は有害物質及び有害成分の有無の評価に関するガイダンスを提供している。特定の使用済み機器のカテゴリーに対する機能性検査の例については、ガイドラインの別添 IV の参考資料一覧に記載されている。

中古品判断基準（案）（平成 24 年 6 月 11 日 パブリックコメント募集版）			E-waste ガイドライン案 （CHW.11/7/Add.1（平成 24 年 12 月版））
基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法の例	関連規定（仮訳）
③ 荷姿等（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>- テレビモニター等がある場合には、その画面部分には段ボール紙等により画面保護を行う。</li> <li>- 小型の物については、段ボール箱等の中に整然とした積載や個別の包装等を行う。</li> <li>- 積み込みを行うまでの間、風雨等のさらされないよう屋内で適切に保管されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、輸出者が梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真（コンテナ積載開始時・中間・扉付近の 3 箇所以上）を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。</li> </ul>	<p>第 24 項（廃棄物・非廃棄物の判断に係る一般的考慮事項）</p> <p>※前段は①の項を参照</p> <p>(d) 運搬中、荷積、荷下ろしの際の適切な保護、特に積荷の十分な梱包及び積み重ね（スタッキング）<sup>3</sup></p> <p>第 25 項（使用済み機器が廃棄物とみなされる状況）</p> <p>(d) 運搬中、荷積、荷下ろし業務の際の損傷に対する保護が不適切（例えば、積荷の梱包及びスタッキングが不十分）な場合</p>
④ 契約書等による中古品取引の事実関係 ※当該契約書等には、 1. 使用済み電気・電子機器のリユース品の販売に関する内容 2. 部品取りされない旨 が少なくとも記載されていること		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておく。</li> </ul>	<p>第 24 項（廃棄物・非廃棄物の判断に係る一般的考慮事項）</p> <p>※前段は①の項を参照</p> <p>(a) 当該機器が検査済みであり、直接再利用の予定であり、完全に機能すること、更なるユーザー又はこれが不可能な場合には小売業者又は卸売業者についての情報を示す署名済みの申告書を伴う、当該機器の販売及び／又は所有権の移転に関連した請求書及び契約書の写し</p> <p>第 25 項（使用済み機器が廃棄物とみなされる状況）</p> <p>(g) 当該機器に関して再利用ではなく、処分又は再生利用が予定されているか不明な場合</p> <p>(i) 当該機器に対して（スペアパーツを得るための）</p>

<sup>3</sup> コンピュータ機器に関しては、バーゼル条約における「使用済みコンピュータ機器に関するパートナーシップ（PACE : Partnership for Action on Computing Equipment）」が作成した梱包に関するガイドラインを参照のこと。



中古品判断基準（案）（平成 24 年 6 月 11 日 パブリックコメント募集版）			E-waste ガイドライン案 （CHW.11/7/Add.1（平成 24 年 12 月版））
基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法の例	関連規定（仮訳）
			部品取り（カニバリゼーション）が予定されている場合 (j) 当該機器に対して支払われた価格が再利用を意図した完全に機能する機器の見積価格に比べ著しく低い場合
⑤ 輸入国において当該製品の中古市場があること	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入国において確実にリユース目的で販売されることを確認すること。</li> <li>輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認めている場合は、その政府許可等を確認すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておく。</li> <li>輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認めている場合は、その政府許可等を提示可能な状態にしておくこと（英文以外は、その翻訳（日本語又は英文）を提示できるよう配慮すること）。</li> </ul>	<p>第 24 項（廃棄物・非廃棄物の判断に係る一般的考慮事項） (a) ※④の項を参照</p> <p>第 25 項（使用済み機器が廃棄物とみなされる状況） (h) 当該機器に対して通常の市場が存在しない場合</p>
<b>4. 事前相談における留意事項</b> アジアなどの諸外国においては、使用済み電気・電子機器の輸入を規制している国が多数存在しています。輸出に際しては、輸出先国の規制の遵守が前提であり、輸出者は、輸入者と連携の上、輸出先国等の規制（禁制品の有無、中古品判断基準、事前申告の必要性、輸入者のライセンス保持等）について確認する責任を有することにご留意ください。 特に、輸入国政府の許可を前提として再輸出目的で輸入を認めている国への輸出などについて、輸入国の協力を得られる場合は、環境省は、再輸出先でのリユース状況を確認することがあることにご留意ください。			<p>第 24 項（廃棄物・非廃棄物の判断に係る一般的考慮事項）</p> <p>※前段は①の項を参照</p> <p>(c) 当該運搬に関与するいずれかの国家（輸出及び輸入国並びに該当する場合は通過国）の国内法において廃棄物であると定義される機器が積送品内にない旨の、当該機器の運搬を手配した所有者による申告</p>

<sup>4</sup>当該使用済み機器のステータスが廃棄物であるか否かについて意見が相違する場合、最も厳格な解釈による手続き（廃棄物の国境を越える移動の手続きなど）に従うものとする。